

パートタイム・有期雇用労働法が4月から施行 再任用者もこの法律に準じて処遇改善を！

2020年7月30日

人事院総裁
一宮なほみ 殿

国土交通省管理職ユニオン
中央執行委員長 小原 良



国土交通省管理職員の処遇改善に関する基本要請書

政府の「総人件費抑制」のもとに、人事院が政府与党と一体となって、これまで以上の賃金水準を引き下げ、地域間格差の拡大や高齢層職員への賃金抑制を行ってきています。

貴院が、公務員労働者の「労働基本権の代償機関」としての役割と責任を自覚し、どこで勤務しようが、公務員が安心して職務に専念できるよう生計費の向上や公務員入事も加味した、2020年度勧告に臨むことを強く求めます。

旧建設省で働く私たちは、級別定数の改善が遅れたことや、積極的に改善する姿勢が当局に十分なかったことから、処遇が劣悪であり、地方整備局の事務所課長や出張所長の6級定数が大幅に改善されない中で、事務所課長では早くも退職18ヶ月前にやっと6級昇格し、出張所長は退職1年前に6級昇格となっていますが、近年では5級退職も余儀なくされる職員も出ています。また、国土地理院の管理職等も地方測量部では、課長が5級のまま退職している職員も出ています。せめて退職5年前にすべての管理職が6級昇格できるよう級別定数の大幅改善を要求します。

貴院が、下記要求に対して誠実に対応されることを強く要求します。

記

1. 2020年勧告に当たっての要求

- (1) 総賃金抑制の下、地域格差の拡大と高齢層の賃金抑制を取りやめること。
- (2) 管理職員の生活を基礎にした賃金引き上げを行い、職責に準じた賃金とすること。
- (3) 賃金改定にあたっては、生計費と経験・勤続年数に応じた賃金水準を前提に、世帯形成及び教育費などの負担に着目した配分とすること。また、比較企業規模は少なくとも100人以上に戻すこと。
- (4) 55歳以上の処遇については、国家公務員の任用形態に合わせた勧告とし、ここ数年行われている、単純な官民比較での処遇の切り下げを行わず、また、切り下げられた部分の回復を行うこと。
(ア)昇格時の対応号俸を元に戻すこと。
(イ)55歳以上の昇級抑制は廃止し、他の年齢と同じ昇級とすること。
(ウ)民間と公務員の任用形態等の違いを重視し、55歳以上の抑制方針を改めること。

再任用者の処遇改善を、せめて退職時の1級下がりの格付けで採用を！

再任用者もこの法律に準じて、
処遇を改善すること。

特に、

(a) 期末手当(0.725→1.3ヶ月)、勤勉手当(0.435→0.95ヶ月)、扶養手当、住居手当、寒冷地手当など見直し、新設を行うこと。

(b) 短時間勤務の再任用者も国家公務員共済組合に加入できるように関係機関に働きかけること。

(c) 短時間勤務の再任用者も公務員宿舎に入居出来るようにすること。

7月30日国土交通省管理職ユニオンは、人事院に『国土交通省管理職員の処遇改善に関する基本要請書』を提出しました。要求書の中で特に再任用者もパートタイム・有期雇用労働法に準じて、同一労働、同一賃金など処遇改善を「求めて、要求しています。特に、期末手当、勤勉手当は差が大きく、短時間勤務者は、共済組合に加入できない等の課題もあります。」

国土交通省管理職ユニオン
中央本部 2020. 8月